

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目11番1号

株式会社 TYK

(登記上社名 東京窯業株式会社)

取締役社長 牛 込 伸 隆

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成28年熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番3号 SHINAGAWA GOOS 1F
ガーデンシティ品川 アネモネ

3. 目的事項 報告事項

1. 第97期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対して退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.tyk.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府及び日銀による金融緩和、財政政策の効果により、企業業績や雇用環境において改善が見られ、緩やかではあるものの回復基調にて推移しております。また米国や欧州においては引き続き回復基調を維持しつつも、中国をはじめアジア諸国の景気減速が続いており、また資源価格の不安定な状況もあることから、全体としては依然不透明な経済状態が続いております。

当社グループの主要取引先であります国内鉄鋼業界におきましては、年間粗鋼生産量は前年度比5.2%減の1億417万トンと2年連続の前年度比減少となりました。このような環境のもと、当社グループは品質第一の考えをもとに売上増加と収益向上に全力で取り組んでまいりました。主力製品である製鋼用耐火物をはじめ、ファインセラミックス等の先端素材技術や環境創造技術へ挑戦し、コスト削減など経営合理化も進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度においては次の通りの経営成績となりました。

連結売上高は201億11百万円（前期比0.6%減）、また利益面では、営業利益は12億72百万円（前期比7.4%増）、経常利益は13億52百万円（前期比24.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億48百万円（前期比36.7%減）となりました。

当事業年度の単体業績につきましては、売上高は159億99百万円（前期比0.2%増）、営業利益は5億55百万円（前期比27.3%増）、経常利益は7億77百万円（前期比13.9%減）、当期純利益は3億57百万円（前期比23.5%減）となりました。

セグメントの概況は以下の通りであります。

なお、各セグメントの売上高は外部顧客への売上高であり、セグメント間の内部売上高又は振替高は含まれていません。また、セグメント利益は営業利益ベースです。

[日本]

国内の売上高は140億19百万円（前期比0.8%増）となりました。また、セグメント利益は11億53百万円（前期比19.8%増）となりました。

[北米]

北米の売上高は25億79百万円（前期比1.9%減）となりました。また、セグメント利益は29百万円（前期比35.1%減）となりました。

[ヨーロッパ]

ヨーロッパの売上高は24億13百万円（前期比2.1%増）となりました。また、セグメント利益は1億69百万円（前期比12.8%増）となりました。

[アジア]

アジアの売上高は6億27百万円（前期比21.4%減）となりました。また、セグメント利益は80百万円（前期比55.6%減）となりました。

[その他]

その他の売上高は4億71百万円（前期比10.6%減）となりました。また、セグメント利益は1億27百万円（前期比15.7%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当社グループでは、当連結会計年度に耐火物関連事業の生産設備の更新ならびに合理化のための投資を中心として全体で8億56百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は「仕事を通じて世界に喜びと感謝の輪を広げる」を社是とし、先端技術への挑戦、お客様へのひたむきな貢献を企業理念として事業に取り組んでおります。今後もこの理念を追求し、社会に貢献していくことが、長期的に企業価値を向上させ、株主の皆様、取引先、地域社会などのステークホルダーとの良好な関係の構築につながるものと考えております。

今後のわが国の経済は、堅調な企業収益を背景とした設備投資の回復が見込まれます。また、個人消費におきましても、消費者物価がエネルギー価格の低下により前年比横ばいで推移していることから、弱含みから持ち直してくることが見込まれます。一方で海外の経済については、米国、ユーロ圏については堅調に推移するものと予想されますが、アジアについては中国の景気悪化の影響を受け、不透明な見通しとなっております。

当社グループの主要な販売先である鉄鋼業界におきましては、国内粗鋼生産は前年比横ばいが見込まれますが、中国の景気減速による粗鋼の生産過剰は解消されておらず、国内への下押し圧力が強い状況が懸念されます。

このような状況下、当社グループは顧客ニーズを的確にとらえ、他社との差別化を図り、競争力のある製品開発に注力いたします。また、販売の間口を広げるとのスローガンのもと、新規顧客の開拓、新規アイテムの拡販により、売上増加を目指します。あわせてコスト削減に対してグループ全体での取り組みを徹底し、価格競争力を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第 94 期 平成24年度	第 95 期 平成25年度	第 96 期 平成26年度	第 97 期 (当連結会計年度) 平成27年度
売 上 高	百万円	17,876	19,664	20,229	20,111
経 常 利 益	百万円	991	1,539	1,795	1,352
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	百万円	606	880	1,024	648
1株当たり当期純利益	円	13.56	19.73	22.96	14.54
総 資 産	百万円	32,254	33,982	36,021	34,682
純 資 産	百万円	23,534	24,452	26,325	25,935
1株当たり純資産額	円	475.45	494.91	532.69	522.70

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、自己株式を資本に対する控除項目としており、1株当たり当期純利益は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第 94 期 平成24年度	第 95 期 平成25年度	第 96 期 平成26年度	第97期(当期) 平成27年度
売 上 高	百万円	14,236	15,622	15,971	15,999
経 常 利 益	百万円	617	731	902	777
当 期 純 利 益	百万円	378	423	467	357
1株当たり当期純利益	円	8.45	9.48	10.48	8.02
総 資 産	百万円	24,326	25,587	27,000	25,442
純 資 産	百万円	16,440	16,824	17,980	17,312
1株当たり純資産額	円	368.34	376.97	402.88	387.93

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、自己株式を資本に対する控除項目としており、1株当たり当期純利益は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ユーセラミック	50百万円	100.0%	耐火煉瓦その他耐火物の製造及び販売
株式会社水野セラミックス	16	96.5	耐火煉瓦その他耐火物の製造及び販売
豊栄興業株式会社	60	100.0 (6.1)	窯業機械器具の製造及び販売 耐火煉瓦その他耐火物の加工
明智セラミックス株式会社	485	36.0 (0.2)	耐火煉瓦その他耐火物の製造及び販売
T Y K ア メ リ カ I N C .	23,500千米ドル	99.9 (36.1)	耐火煉瓦その他耐火物の製造及び販売

(注) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社等が所有する議決権の所有割合を内数で示しております。

(7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業	主要製品
耐火物関連事業	耐火煉瓦、不定形耐火物、黒鉛坩堝、ニューセラミックス等
その他事業	環境関連製品、窯業機械器具、建築、運輸、スポーツ施設運営他

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

本社 東京都

本部 岐阜県

営業所 営業本部・営業開発本部（岐阜県）、室蘭営業所（北海道）、
千葉営業所（千葉県）、京浜営業所（神奈川県）、
名古屋営業所（愛知県）、大阪営業所（大阪府）、
福山営業所（広島県）、九州営業所（福岡県）

工場 大畑工場及び赤坂工場（岐阜県）

研究所 機能材料研究所及び環境材料研究所（岐阜県）

② 主要な子会社

株式会社ユーセラミック（岐阜県）

株式会社水野セラミックス（愛知県）

豊栄興業株式会社（岐阜県）

明智セラミックス株式会社（岐阜県）

TYKアメリカINC.（米国ペンシルバニア州）

(9) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
耐火物関連事業	682名	17名減
その他事業	78名	3名減
全社（共通）	31名	—
合計	791名	20名減

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
338名	4名増	40.9歳	14.7年

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,200百万円
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	390百万円
株 式 会 社 十 六 銀 行	387百万円
株 式 会 社 山 口 銀 行	341百万円
株 式 会 社 愛 知 銀 行	292百万円

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

181,908,000株

(2) 発行済株式の総数

45,477,000株（うち自己株式849,942株）

(3) 株主数

3,122名

(4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
JFEスチール株式会社	5,871,529株	13.1%
大同特殊鋼株式会社	5,225,140	11.7
株式会社みずほ銀行	2,216,401	4.9
株式会社十六銀行	2,166,050	4.8
株式会社大垣共立銀行	2,164,136	4.8
株式会社愛知銀行	1,850,000	4.1
株式会社日本製鋼所	1,350,627	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口4	1,246,300	2.7
株式会社山口銀行	1,099,610	2.4
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,000,696	2.2

（注）持株比率は自己株式（849,942株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当する事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対し職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	牛込進	多治見商工会議所 会頭 明智セラミックス株式会社 代表取締役会長 株式会社ユーセラミック 代表取締役会長 株式会社水野セラミックス 代表取締役会長 豊栄興業株式会社 代表取締役会長
代表取締役社長	牛込伸隆	明智セラミックス株式会社 代表取締役社長 TYKアメリカINC. 代表取締役会長 株式会社ユーセラミック 代表取締役社長 株式会社水野セラミックス 代表取締役社長 豊栄興業株式会社 代表取締役社長
取締役	嶋尾正	大同特殊鋼株式会社 代表取締役社長
取締役	古川元久	民進党衆議院議員
取締役 特別顧問	牛込力夫	東京モーレックス増埜株式会社 代表取締役会長
取締役 営業本部長	野村茂紀	
常勤監査役	武田幹治	
監査役	新貝元	大同特殊鋼株式会社 代表取締役副社長
監査役	藤原義之	
監査役	横田集一	

注1. 取締役嶋尾正氏、古川元久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 常勤監査役武田幹治氏、監査役新貝元氏、監査役藤原義之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役横田集一氏は、長年にわたり当社及び子会社の財務・会計部門の業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

○事業年度中に退任した役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職状況
細川昌彦	平成27年6月26日	任期満了	社外取締役 中部大学中部高等学術研究所特任教授
伊藤武	平成27年6月26日	辞任	取締役管理本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3)	63百万円 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3)	13百万円 (11)
合 計 (うち社外役員)	12名 (6)	77百万円 (19)

- 注1. 上記には、平成27年6月26日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 昭和57年6月30日開催の第63回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額1億2,000万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人としての給与は含まない）とご承認頂いております。平成13年6月28日開催の第82回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額2,400万円以内とご承認頂いております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額15百万円（取締役8名に対し14百万円（うち社外取締役3名に対し0百万円）、監査役4名に対し1百万円（うち社外監査役3名に対し1百万円））。

(3) 社外役員の主な活動状況

社外取締役 嶋尾正氏

同氏は大同特殊鋼株式会社の代表取締役社長であります。大同特殊鋼株式会社と当社との間には、製品販売等の取引関係があります。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会15回中4回に出席し、必要な助言・提言を行いました。

社外取締役 古川元久氏

同氏は民進党衆議院議員であります。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会11回中3回に出席し、必要な助言・提言を行いました。

社外監査役 武田幹治氏

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会15回中15回、監査役会7回中7回に出席し、必要な助言・提言を行いました。

社外監査役 新貝元氏

同氏は大同特殊鋼株式会社の代表取締役副社長であります。大同特殊鋼株式会社と当社との間には、製品販売等の取引関係があります。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会15回中4回、監査役会7回中6回に出席し、必要な助言・提言を行いました。

社外監査役 藤原義之氏

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会15回中15回、監査役会7回中7回に出席し、必要な助言・提言を行いました。

(注) 古川元久氏は、平成27年6月26日付で取締役に就任したため、他の取締役と出席対象の取締役会の回数が異なります。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社と、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は法令の定める限度までであります。

(5) 独立役員についての記載

当社は、社外取締役古川元久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

名古屋監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

注1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

3. 当社監査役会は、会計監査人の監査の内容及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、生産性向上設備投資促進税制の認定申請に係る確認書の作成業務を委託しております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

内部統制システムの基本方針

当社は、「TYKグループ社員行動基準」に基づき、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される企業の実現を目指します。また、関連法規及び東京証券取引所が定める上場ルールを遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため内部統制システムを構築し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点からその継続的改善に努めます。

(1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- ① 役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことを目的として、当社のコンプライアンス・ポリシーである「TYKグループ社員行動基準」を制定し、全ての役員及び従業員に対して周知徹底を図ります。
- ② コンプライアンス委員会は社員相談窓口を通じ、内部通報制度を活用し法令及び定款を遵守し、尊重する意識の醸成を図ります。

(2) 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務の執行にかかる情報については、「稟議規定」及び「文章管理規定」に基づいて記録、保存、管理することとしております。

(3) 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ① 「リスク管理規定」を定め、同規定に従ってリスク管理体制を構築しております。また、各部門の責任者をメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理を統括することとしております。
- ② 各事業部門の責任者は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、その状況をリスクマネジメント委員会に報告します。

(4) 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ① 取締役の職務執行については、「職制規定」、「職務分掌規定」において、業務上の組織、責任、権限を明確にしており、効率的な職務執行が行われる体制をとっております。
- ② 平成10年9月より執行役員制度を導入し、より効率的な職務執行が行える体制をとっております。

(5) 「会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- ① 「TYKグループ社員行動基準」に則り、グループ全体のコンプライアンス体制の構築とコンプライアンス・ポリシーの浸透に努めます。
- ② 関連事業室は子会社管理の担当部署として、「グループ子会社・関連会社経営管理規定」に基づき、子会社の状況に応じて適切な管理を行います。
- ③ 子会社に対しては、毎月定例的に各社の責任者から親会社の代表取締役社長に対して業務執行状況を報告する義務を課しているほか、管理部門を中心として構成される監査チームにより年間スケジュールに従い、定期的監査が実施され、その結果が監査報告会において報告される体制をとっております。また、この報告を通じて、業務上及びコンプライアンス上の課題、問題点の把握とそれへの対処を行います。

(6) 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項」

現時点では、監査役を補助すべき使用人は配置しておりませんが、今後、必要に応じて同使用人を置くこととします。また、この場合同使用人の任命、解任、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。

(7) 「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、役員または従業員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に都度報告します。
- ② 前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制をとっております。
- ③ 定期的に監査報告会を開催し、代表取締役及び取締役との意見交換を行います。また、監査法人等との連携を図り、適切な意思疎通によって効果的な監査業務の遂行を図ります。

(注) 会社法施行規則の改正に対応した内部統制システムの決議について、当社は従前の決議内容で対応可能と判断いたしました。改正事項に対応した再決議は行っておりませんが、今後の動向を踏まえて必要に応じて適宜見直しを行ってまいります。

内部統制システムの運用状況

当社は、上記の内部統制システムの整備及び運用状況について、継続的に確認し、調査を実施しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・コンプライアンス委員会が、新入社員を中心にコンプライアンス研修を実施しました。また、定期的に発刊される社内報を通じて、社員のコンプライアンスに関する啓蒙を行いました。
- ・始業時に企業理念や顧客情報管理方針等の唱和を実施し、全社員へ企業理念やコンプライアンスに関する意識の醸成を図りました。
- ・社内と社外に設置された社員相談窓口を社内報等を通じて周知するとともに、社員からの相談に対し、コンプライアンス委員会及び社外の弁護士が適切に対応しております。

② グループ会社の経営管理体制

- ・国内関連事業室、海外関連事業室がグループ子会社に対し、定期的なヒアリングと業績調査を実施し、必要に応じて指導を行いました。
- ・親会社の代表取締役社長が毎月子会社からの業務執行状況の報告を受け、必要に応じて改善の指導を行っております。

③ 監査役の監査体制

- ・監査役は取締役会や社内の重要な会議への参加を通して、実効的な監査に必要な情報収集を行っております。
- ・監査役は必要に応じ、取締役や使用人との面談、ヒアリングを行っております。
- ・監査役は内部監査室、会計監査人と連携をとり、実効的な監査業務を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、資本市場のルールに則り、かかる買付行為を全て否定するものではありませんが、このような株式の大規模買付の中には、その目的等から見て、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等も少なくありません。当社は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう恐れのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。このような者による大規模買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取組み

当社は「仕事を通じて世界に喜びと感謝の輪を広げる」ことを社是とし、独創的な技術による新しい価値創造を通じて社会の発展に貢献していくことを経営の基本方針として、安定的な収益の創出と持続的な発展を目指してきました。

その実現のため、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施しつつ、効率性を追求した経営の実現に取り組んでまいりました。また、内部監査体制の整備、コンプライアンス委員会等の設置により、ガバナンス機能の強化にも意をもちつつ、グループ全体の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させることを目指して事業展開を行っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、株式の大規模買付行為に関する対応策を導入しております。

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をされるために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保または向上を目的としています。

当社は、特定の株主グループ議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株式の買付行為またはこれに類するような行為あるいはその提案がなされる場合を適用対象とします。大規模買付ルールにおいては、これらの大規模買付行為を行う者に対して意向表明書や大規模買付情報等の提出を求めることとし、この大規模買付ルールが遵守されない場合、あるいは当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすものであることが明らかな場合には、当社取締役会は、独立した第三者機関である、特別委員会の助言を受け、また必要に応じて外部専門家等の助言を得たうえで、株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

④上記方針が基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

上記方針の目的は、大規模買付行為が企業価値・株主価値を高めるものであるのか、株主の皆様がご判断されるための情報を確実に入手できる手段と判断のための時間を確保することです。最終的な判断は、株主の皆様にあります。当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすものであることが明らかな場合を除き、原則としてルールが遵守されている限り当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するものではありません。

以上のとおり、上記方針は、企業価値・株主価値の適正な判断に資するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、有効期間の満了前であっても、①株主総会において基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②取締役会により基本方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点で廃止されることとなります。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	20,263	流動負債	6,468
現金及び預金	7,444	支払手形及び買掛金	1,119
受取手形及び売掛金	6,800	短期借入金	4,197
製品及び外注品	2,681	未払法人税等	174
仕掛品	1,251	賞与引当金	322
原材料及び貯蔵品	1,810	その他	654
繰延税金資産	228	固定負債	2,279
その他	70	繰延税金負債	72
貸倒引当金	△24	退職給付に係る負債	1,468
固定資産	14,419	役員退職慰労引当金	663
有形固定資産	8,758	その他	74
建物及び構築物	2,130	負債合計	8,747
窯炉、機械装置及び運搬具	1,574	(純資産の部)	
土地	4,783	株主資本	22,689
建設仮勘定	34	資本金	2,398
その他	236	資本剰余金	2,462
無形固定資産	66	利益剰余金	17,993
ソフトウェア	37	自己株式	△163
その他	29	その他の包括利益累計額	636
投資その他の資産	5,594	その他有価証券評価差額金	771
投資有価証券	5,362	為替換算調整勘定	△134
長期貸付金	14	非支配株主持分	2,608
繰延税金資産	98	純資産合計	25,935
その他	199	負債純資産合計	34,682
貸倒引当金	△80		
資産合計	34,682		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		20,111
売上原価		15,212
売上総利益		4,899
販売費及び一般管理費		3,626
営業利益		1,272
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	134	
不動産賃貸料	80	
その他の	94	318
営業外費用		
支払利息	23	
為替差損	204	
不動産賃貸原価	10	
その他の	0	238
経常利益		1,352
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	0	3
特別損失		
固定資産廃棄損	18	
固定資産売却損	2	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	200	222
税金等調整前当期純利益		1,133
法人税、住民税及び事業税	414	
法人税等調整額	△26	387
当期純利益		746
非支配株主に帰属する当期純利益		97
親会社株主に帰属する当期純利益		648

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,398	2,462	17,433	△163	22,130
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△89		△89
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			648		648
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	△0	559	△0	559
当 期 末 残 高	2,398	2,462	17,993	△163	22,689

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,714	△70	1,643	2,551	26,325
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			—		△89
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			—		648
自 己 株 式 の 取 得			—		△0
自 己 株 式 の 処 分			—		0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△942	△64	△1,006	56	△949
当 期 変 動 額 合 計	△942	△64	△1,006	56	△390
当 期 末 残 高	771	△134	636	2,608	25,935

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 14社
主要な連結子会社の名称 (株)ユーセラミック
(株)水野セラミックス
豊栄興業(株)
明智セラミックス(株)
T Y KアメリカINC.
青島東窯陶瓷有限公司
- (2) 非連結子会社の名称 (株)T Y K情報サービス
東進食品(株)
(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、それぞれ連結の範囲から除外しております。
- (3) 連結の範囲の変更
当連結会計年度より、(株)多治見セラミックスを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社 なし
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社
(株)T Y K情報サービス
東進食品(株)
持分法を適用していない関連会社
(株)アイ・ビー・エス
(持分法を適用しない理由) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち青島東窯陶瓷有限公司の事業年度末日は12月31日であります。
連結計算書類の作成に当たっては青島東窯陶瓷有限公司の事業年度にかかる計算書類を使用しております。なお、同社の事業年度末日以後、連結会計年度末日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①製品、外注品、仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

②原材料、貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法、海外子会社は定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法

③長期前払費用

均等償却

(5) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、夏期賞与支給見込額の当期対応額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(6) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。数理計算上の差異及び過去勤務費用につきましては、発生時に費用処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

但し、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・売掛金、買掛金等

③ヘッジ方針

為替リスクの低減のため、対象金銭債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

(8) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

5. 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.8%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が9百万円減少し、法人税等調整額が27百万円、その他有価証券評価差額金が17百万円それぞれ増加しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額	28,673百万円
2. 銀行借入等に対する保証債務	122百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末の株式数（千株）
普通株式	45,477	—	—	45,477

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払等

イ. 平成27年6月26日開催の第96回定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	44百万円
・ 1株当たり配当額	1円
・ 基準日	平成27年3月31日
・ 効力発生日	平成27年6月29日

ロ. 平成27年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	44百万円
・ 1株当たり配当額	1円
・ 基準日	平成27年9月30日
・ 効力発生日	平成27年12月7日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成28年6月29日開催予定の第97回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	44百万円
・ 1株当たり配当額	1円
・ 基準日	平成28年3月31日
・ 効力発生日	平成28年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、借入金利については、市場金利に連動したものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項(7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じた管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(資産)			
現金及び預金	7,444百万円	7,444百万円	－百万円
受取手形及び売掛金	6,800	6,800	－
投資有価証券			
その他有価証券	5,326	5,326	－
(負債)			
支払手形及び買掛金	1,119	1,119	－
短期借入金	4,197	4,197	－
未払法人税等	174	174	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

現金及び預金、受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	15

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券・その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、岐阜県及びその他の地域において、賃貸用の建物及び土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
822百万円	4百万円	826百万円	1,900百万円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	522円70銭
2. 1株当たり当期純利益	14円54銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	13,672	流動負債	6,704
現金及び預金	2,989	買掛金	3,292
受取手形	497	短期借入金	2,903
売掛金	7,026	未払金	201
製品及び外注品	1,132	未払費用	84
仕掛品	964	未払法人税等	40
原材料及び貯蔵品	937	前受金	2
繰延税金資産	528	預り金	11
短期貸付金	748	その他	0
未収入金	63	賞与引当金	167
立替金	171	固定負債	1,425
その他	3	繰延税金負債	65
貸倒引当金	△1,392	退職給付引当金	1,045
固定資産	11,770	役員退職慰労引当金	287
有形固定資産	5,428	預り保証金	26
建物	942	負債合計	8,130
構築物	184	(純資産の部)	
窯炉	348	株主資本	16,553
機械装置	523	資本金	2,398
車輛運搬具	27	資本剰余金	2,460
工具器具備品	114	資本準備金	52
土地	3,255	その他資本剰余金	2,407
建設仮勘定	31	利益剰余金	11,858
無形固定資産	32	利益準備金	547
ソフトウェア	24	その他利益剰余金	11,311
その他	7	配当準備積立金	54
投資その他の資産	6,309	退職給与積立金	60
投資有価証券	5,268	固定資産圧縮積立金	229
関係会社株式	1,296	別途積立金	8,800
関係会社出資金	4	繰越利益剰余金	2,167
長期貸付金	5	自己株式	△163
その他	153	評価・換算差額等	759
貸倒引当金	△76	その他有価証券評価差額金	759
投資損失引当金	△342	純資産合計	17,312
資産合計	25,442	負債純資産合計	25,442

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		15,999
売上原価		13,031
売上総利益		2,967
販売費及び一般管理費		2,411
営業利益		555
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	171	
不動産賃貸料	75	
購買代行手数料	26	
その他の	63	341
営業外費用		
支払利息	14	
為替差損	97	
不動産賃貸原価	6	
その他の	0	119
経常利益		777
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	0	2
特別損失		
固定資産廃棄損	18	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	200	218
税引前当期純利益		560
法人税、住民税及び事業税	192	
法人税等調整額	10	203
当期純利益		357

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											自己株式	株主資本 合計
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金								
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
配当準備金						退職給与金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	2,398	52	2,407	2,460	547	54	60	234	8,800	1,893	11,589	△163	16,285
当期変動額													
剰余金の配当										△89	△89		△89
固定資産圧縮積立金の取崩								△5		5	—		—
当期純利益										357	357		357
自己株式の取得												△0	△0
自己株式の処分			△0	△0								0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)													
当期変動額合計	—	—	△0	△0	—	—	—	△5	—	273	268	△0	267
当期末残高	2,398	52	2,407	2,460	547	54	60	229	8,800	2,167	11,858	△163	16,553

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高		1,695	17,980
当期変動額			
剰余金の配当			△89
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当期純利益			357
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△936	△936
当期変動額合計		△936	△668
当期末残高		759	17,312

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、外注品、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 原材料、貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

但し、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については定額法

取得価額が10万円以上20万円未満の資産は、3年間の均等償却

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

① 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

② その他の無形固定資産

定額法

(3) 長期前払費用

均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、夏期賞与支給見込額の当期対応額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用につきましては、発生時に費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末日の要支給額を計上しております。

(5) 投資損失引当金

関係会社株式の価値の減少に備えるため、投資先の財政状態の実状を勘案し、その必要見込額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

但し、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・売掛金、買掛金等

(3) ヘッジ方針

為替リスクの低減のため、対象金銭債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	14,268百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	2,991百万円
関係会社に対する短期金銭債務	2,675百万円
3. 銀行借入に対する保証債務	
T Y K L t d .	238百万円
医 療 法 人 浩 養 会	122百万円
計	360百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	2,684百万円
仕入高	6,455百万円
営業取引以外の取引高	90百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普通株式	846	4	1	849

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分4千株であります。また、自己株式の数の減少は、単元未満株式の売渡しによる減少分1千株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(流動資産)

貸倒引当金	427百万円
棚卸資産評価損	27百万円
賞与引当金	51百万円
その他	22百万円
計	528百万円

(固定資産)

有形固定資産減価償却超過額	49百万円
減損損失	110百万円
関係会社株式・出資金評価減	772百万円
退職給付引当金	318百万円
役員退職慰労引当金	87百万円
投資損失引当金	104百万円
その他有価証券評価差額金	147百万円
その他	44百万円
小計	1,635百万円
評価性引当額	△1,120百万円
繰延税金負債(固定)との相殺	△515百万円
計	一百万円
繰延税金資産の純額	528百万円

繰延税金負債

(固定負債)

その他有価証券評価差額金	△480百万円
固定資産圧縮積立金	△100百万円
小計	△580百万円
繰延税金資産(固定)との相殺	515百万円
計	△65百万円
繰延税金負債の純額	△65百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.8%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が33百万円減少し、法人税等調整額が50百万円、その他有価証券評価差額金が17百万円それぞれ増加しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係					
主要株主	JFEスチール株式会社	東京都千代田区	239,644	鉄鋼、エンジニアリング	(被所有) 直接13.1%	なし	当社製品の販売	営業取引	当社製品の販売	2,071	売掛金	801

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、市場価格を勘案して決定しております。

2. 取引金額は消費税等抜きで表示し、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係					
主要株主が議決半有している会社	大同興業株式会社	愛知県名古屋	1,511	鉄鋼卸売業	(被所有) 0.2%	なし	当社製品の販売	営業取引	当社製品の販売	1,410	売掛金	750

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、市場価格を勘案して決定しております。

2. 取引金額は消費税等抜きで表示し、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

3. 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員等の 兼任	事業上の 関係				
子会社	TYKアメリカINC.	米国ペンシルバニア州	23 百万米ドル	耐火物関連	99.9%	兼任1名	当社が技術援助、資金の貸付、当社の製品を輸入	当社が技術援助、資金の貸付、当社の製品を輸入	1,190	売掛金	1,639
								資金の貸付	36	短期貸付金	441
								利息の受取	2	未収入金	0
子会社	TYK Ltd.	英国ダーラム州	5 百万英ポンド	耐火物関連	100.0%	兼任1名	当社が技術援助、資金の貸付、当社の製品を輸入、当社へ原材料他、当社へ原材料他	当社が技術援助、資金の貸付、当社の製品を輸入、当社へ原材料他	50	売掛金	11
								製品の購入	35	買掛金	18
								利息の受取	0	短期貸付金	165
								借入に対する債務保証	238	-	-
子会社	明智セラミックス株式会社	岐阜県恵那市	485 百万円	耐火物関連	36.0%	兼任4名	当社の製品を製造	当社の製品を製造	9	売掛金	1
								製品の購入	3,890	買掛金	1,537
								購買代行手数料	15	立替金	110
子会社	株式会社ユセラミック	岐阜県恵那市	50 百万円	耐火物関連	100.0%	兼任4名	当社が技術援助、当社の製品を製造	当社が技術援助、当社の製品を製造	48	売掛金	0
								製品の購入	1,137	買掛金	464
子会社	TYKヨーロッパ GmbH	ドイツオーバーハウゼン	0.1 百万EUR	耐火物関連	100.0%	兼任1名	当社の製品を販売、当社へ資材他	当社の製品を販売、当社へ資材他	1,197	売掛金	261
								製品の購入	1	買掛金	-
子会社	豊栄興業株式会社	岐阜県多治見市	60 百万円	窯業機械の新設、修繕及び製品の加工	100.0%	兼任3名	当社設備の新設、修繕及び製品の加工	当社設備の新設、修繕及び製品の加工	809	買掛金	503
								固定資産の購入	37	未払金	18

(注) 1. 取引金額は消費税抜きで表示し、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 上記各社への当社製品の販売及び上記各社からの製品の購入等については、市場価格を勘案して決定しております。

(2) 貸付金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. TYKアメリカINC.への債権に対し1,321百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において77百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

387円93銭

2. 1株当たり当期純利益

8円02銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月13日

東京窯業株式会社
取締役会 御中

名古屋監査法人

代表社員 公認会計士 大西正己 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山本真由美 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京窯業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京窯業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月13日

東京窯業株式会社
取締役会 御中

名古屋監査法人

代表社員 公認会計士 大西正己 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山本真由美 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京窯業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システム運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、指摘すべき重要事項は認められません。整備状況を更に改善すべきとの認識のもとで努力が行われており、監査役会としては、引き続き監視及び検証を実施いたします。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人名古屋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人名古屋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

東京窯業株式会社 監査役会

常勤監査役	武田幹治	⑨
監査役	新貝元	⑨
監査役	藤原義之	⑨
監査役	横田集一	⑨

(注) 常勤監査役 武田幹治及び監査役 新貝元、藤原義之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績並びに今後の経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金1円とさせていただきたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は44,627,058円となります。
- ③ 剰余金の配当が効果を生じる日
平成28年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役2名が任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	しまおただし 嶋尾 正 (昭和25年2月2日生)	昭和48年4月 大同特殊鋼㈱入社 平成10年6月 同社知多工場管理部長 平成12年6月 同社鋼材事業部販売第一部長 平成16年6月 同社取締役経営企画部長 平成18年6月 同社常務取締役 平成21年6月 同社代表取締役副社長 平成22年6月 同社代表取締役社長 現在に至る 平成26年6月 当社社外取締役 現在に至る	0株
<p>【取締役候補者とした理由】 嶋尾正氏は、当社の主要な販売先である鉄鋼業界における高い見識を有しており、その経験・知識等を当社の経営に生かして頂いております。その見識をより深く当社の経営に反映していただきたく、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	のむらしげのり 野村 茂紀 (昭和31年1月15日生)	昭和54年4月 当社入社 平成9年7月 当社国際部長 平成16年10月 当社名古屋営業所長 平成17年7月 当社営業部長 平成18年10月 ローターノブルインターナショナルS. A 取締役社長 平成21年11月 当社執行役員営業本部長 平成26年6月 当社取締役営業本部長 現在に至る	6,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 野村茂紀氏は、長年に渡り、当社の営業部門に従事し、国内・国外の事業ともに豊富な知識と経験を有しております。取締役に就任してよりは、当社の事業戦略を中心にその知見を十分に生かして頂いております。 今後もその知識と経験を当社の経営により反映していただきたく、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	※ 北原 譲 (昭和36年5月25日生)	昭和60年4月 ㈱富士銀行(現社名㈱みずほフィナンシャルグループ) 入行 平成19年5月 ㈱みずほコーポレート銀行ロサンゼルス支店副支店長 平成24年3月 同行業務監査部次長 平成25年11月 同行業務監査部副部長 平成27年6月 当社管理本部長兼海外関連事業室長 現在に至る	0株
【取締役候補者とした理由】 北原譲氏は、長年金融業界に従事しており、経理部門に深い知見を有しております。また、長年海外に駐在した経験を有し、国外での事業活動についても高い見識を有しております。 当社の管理本部長に就任してよりは、その見識を国内・国外の事業活動に反映させ、当社のガバナンスの強化に生かして頂いております。 その見識を当社の経営により生かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 嶋尾正氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 嶋尾正氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって2年となります。
5. 嶋尾正氏が選任された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役新貝元氏が辞任され、監査役横田集一氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ にしむら村つかし (昭和32年10月6日生)	昭和56年4月 大同特殊鋼㈱入社 平成18年6月 同社星崎工場長 平成21年6月 同社ステンレス・工具鋼事業部長 平成22年6月 同社取締役特殊鋼事業部知多工場長 平成24年4月 同社取締役特殊鋼製品本部知多工場長 平成25年6月 同社取締役 平成26年6月 同社常務取締役 平成27年6月 同社取締役常務執行役員 現在に至る	0株
【監査役候補者とした理由】 西村司氏は、長年にわたり、当社の主要な販売先である鉄鋼業界に携わっており、豊富な知識と経験を有しております。当社の販売先から見た視点を当社の監査業務に反映していただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。			
2	よこ 横 田 集 一 (昭和15年12月19日生)	昭和40年4月 当社入社 昭和57年4月 T Y K スワンクリフラク トリーズCo. (現社名 T Y K アメリ カINC.) 取締役 副社長 (財務役) 平成10年5月 明智セラミックス㈱総務部長 平成11年6月 当社監査役 現在に至る	1,000株
【監査役候補者とした理由】 横田集一氏は、長年にわたり当社及び子会社の経理部門の業務に携わっており、財務・会計分野に豊富な知見を有しております。監査役に就任してよりは、その経験と知識を生かし、適切な監査業務を行っておりますので、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。			

(注) 1. ※印は、新任監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 西村司氏は、社外監査役候補者であります。

4. 西村司氏が選任された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 退任監査役に対して退職慰労金贈呈の件

監査役新貝元氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役会の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
新 貝 元	平成26年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, starting below the header and extending to the bottom of the page.

